

楽しく学ぼう！ スマホ講座

「スマホをこれから持ちたい！」「スマホを買ったけど使い方がわからない！」「このボタンは何？」「アプリってなんだろう？」など、スマホの使い方がわからないかたのためにスマホ講座を開催します。サポートしながら講座を進めますので安心して参加ください。スマホの貸し出しも行います。みんなでいっしょに楽しく学びましょう！



■日時および内容

コース	レベル	開催日	1コマ目 午後1時～2時	2コマ目 午後2時15分～3時15分	3コマ目 午後3時30分～4時30分
D	初級	1月16日(木)	電源の入れ方	電話・カメラ	アプリ
		2月9日(金)	インターネット	SNS	安全な使い方
E	中級	2月14日(水)	アプリ	インターネット	メール
		2月15日(木)	地図	SNS	Q助
		2月19日(月)	地図	SNS	保険証

※11・12月に開催した講座と難易度は同じです。

※Q助…「Q助」は、急な病気やけがなどの緊急時に、適切な判断を手助けする全国版救急受診アプリです。本講座ではアプリの概要と利用方法を学びます。

※保険証・口座の登録…マイナンバーカードを利用するための登録（保険証の利用申込、公金受取口座の登録）をスマートフォンで行う手順を学びます。

- 場 所 コミュニティセンター 1階 第一会議室
- 持ち物 スマートフォン（お持ちのかた）、筆記用具
- 募集人員 各コース6名（先着順）
- 申込開始 1月11日(木) 午前9時～
- 参加費 無料
- 電話またはコミュニティセンター窓口で受付
- 講師 株式会社コネクシオ 大出 氏

申込み・問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係（コミュニティセンター内） ☎76-3431

埼玉県北部地域振興センター主催 スマホデビューしたシニア向けステップアップ講座

スマホでゲームをしてみたいかた、新しい趣味・仲間が欲しいかたのために、講座を開催します。インストラクターが丁寧にサポートしながら講座を進めますので初心者でも安心して参加ください。eスポーツを通して、みんなで楽しく学びましょう！

- 内 容 eスポーツ体験
- 日 時 2月20日(火) 午後1時30分～4時
- 場 所 コミュニティセンター 大ホール
- 定 員 先着20名（事前申込が必要です）
- 参加費 無料
- 講師 株式会社NTTドコモ インストラクター
- 持ち物 スマートフォン
- 申込開始 1月18日(木) 午前9時～ 電話またはコミュニティセンター窓口で受付



申込み・問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係（コミュニティセンター内） ☎76-3431

子育て世帯のかたへ、大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費などの物価高騰に直面する子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。
※広報みさと6月号でお知らせした給付金です。

申請は
お済みですか？

1. 給付金の対象

ひとり親世帯分

- 次の①～③のいずれかに当てはまるかた
- ①令和5年3月分の児童扶養手当が支給されたかた（申請不要）
 - ②公的年金などを受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されていないかた（要申請）
 - ③物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当が支給されているかたと同じ収入の水準となったかた（要申請）

その他世帯分

- 次の①、②のいずれかに当てはまるかた
※すでにひとり親世帯分の支給を受けているかたは対象外です。
- ①令和4年度子育て世帯生活支援給付金（ひとり親世帯以外分）を受給したかた（申請不要。対象のかたには、5月中旬に通知を送付しています。）
 - ②令和5年3月31日時点で、18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育しているかたで、物価高騰の影響で令和5年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となったかた（要申請）

2. 給付金額 児童1人あたり一律5万円

詳細や必要な書類については、事前にお問い合わせください。

3. 申請期限 2月29日(木)まで

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

1月10日予約開始 おくやみ手続きは事前予約が便利です！

ご遺族の手続きに要する時間短縮と各種申請書などの記入負担軽減を目的に予約制を導入します。事前予約により、関係課が連携することで、よりスムーズな手続き案内をいたします。なお、予約がない場合でも対応しますが、予約優先のため、通常よりお時間がかかる場合があります。予めご了承ください。

■予約時間

- ①午前9時30分～ ②午後1時30分～

■予約方法

来庁日の2開庁日前までに、住民保険課窓口または電話にて予約

1月10日(水)に予約できるのは、1月15日(月)以降来庁予約分となります。（1月12日(金)までは、従来どおりの対応となります）

■注意事項

来庁日の持ち物などにつきましては、死亡届出時にお渡ししている「おくやみ手続窓口案内」（紫色の用紙）をご確認ください。

手続内容や来庁するかたの続柄などにより、手続きが完了せず、再度来庁いただく場合があります。再来庁の際の予約は不要です。

予約・問合せ＝住民保険課 住民係 ☎76-1366